

処 分 基 準

令和6年4月1日作成

法 令 名：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：	第7条第1項
処 分 の 概 要：	自動車運転代行業の認定の取消し
原 権 者：	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第3条（第7号及び第8号を除く）（自動車運転代行業の要件） 第4条（認定）
処 分 基 準：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。 ・法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：	警察本部交通部交通総務課
備 考：	